

特定行政庁より報告を受けた建築物における事故の概要

(平成22年12月1日～)

※前回部会において調査終了とされたものを除く

特定行政庁より報告を受けた建築物事故の概要

(平成22年12月1日～平成29年4月30日)

| 事故内容 | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|
| | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) | 事故件数 | 被害者数 (うち死亡) |
| 部材の落下 | 5 | 3(0) | 16 | 9(0) | 13 | 8(0) | 5 | 3(0) | 7 | 2(0) | 6 | 2(0) | 12 | 11(0) | 3 | 1(0) |
| 壁タイル等 | 3 | 1(0) | 10 | 3(0) | 6 | 2(0) | 3 | 3(0) | 6 | 1(0) | 5 | 1(0) | 6 | 9(0) | 0 | 0(0) |
| 天井 | 1 | 1(0) | 4 | 5(0) | 4 | 4(0) | 2 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 4 | 0(0) | 0 | 0(0) |
| 看板 | 1 | 1(0) | 1 | 1(0) | 2 | 2(0) | 0 | 0(0) | 1 | 1(0) | 1 | 1(0) | 1 | 1(0) | 3 | 1(0) |
| テラス等 | 0 | 0(0) | 1 | 0(0) | 1 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 1 | 0(0) | 0 | 0(0) |
| 転落 | 3 | 3(1) | 4 | 4(3) | 5 | 9(2) | 1 | 1(0) | 1 | 1(1) | 3 | 6(1) | 2 | 7(1) | 2 | 2(1) |
| ドア・門 | 0 | 0(0) | 1 | 1(0) | 2 | 2(0) | 1 | 1(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) |
| シャッター | 1 | 1(1) | 2 | 2(2) | 2 | 2(2) | 0 | 0(0) | 1 | 2(0) | 1 | 1(0) | 1 | 1(0) | 0 | 0(0) |
| 工事現場 | 1 | 0(0) | 9 | 7(0) | 3 | 2(0) | 3 | 1(0) | 5 | 3(1) | 2 | 2(1) | 6 | 3(2) | 0 | 0(0) |
| 自走式駐車場 | 0 | 0(0) | 2 | 1(1) | 2 | 4(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 2 | 6(3) | 0 | 0(0) |
| ガラス | 0 | 0(0) | 1 | 1(0) | 1 | 1(1) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 1 | 1(1) | 0 | 0(0) |
| 倒壊 | 0 | 0(0) | 1 | 2(1) | 2 | 4(0) | 0 | 0(0) | 1 | 0(0) | 1 | 0(0) | 2 | 0(0) | 0 | 0(0) |
| その他 | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 1 | 0(0) | 2 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) | 0 | 0(0) |
| 合計 | 10 | 7(2) | 36 | 27(7) | 31 | 32(5) | 12 | 6(0) | 15 | 9(2) | 13 | 11(2) | 26 | 29(7) | 5 | 3(1) |

注1) 「平成22年度」は、平成22年12月1日から平成23年3月31日までの件数等である。

注2) 「平成29年度」は、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの件数等である。

※ 特定行政庁等から情報提供があった建築物に関する事故であって、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故災害対策部会に報告された事故の概要を掲載(平成29年4月30日までに報告された事故の概要を掲載)

1. 事故内容:部材の落下

1-1: 前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|-------------|---|-------|---|--|
| H27/02/15 | 北海道内 | 飲食店 | 外壁に緊結された看板の一部(縦30cm×横142cm×奥行30cm、取付高さ約15m)が落下し、歩道を通行していた歩行者の頭部に当たった。 | 重傷 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○看板のベースプレートとアンクル枠を溶接していた部分が腐食したことにより強度が低下し、事故当時吹いていた強風により落下した可能性が考えられる。 | ○落下した北側看板及び同型の西側看板は撤去済み。 ○取付ボルト、アンクル等に錆、腐食のあった看板を追加撤去済。 ○特定行政庁より当該建物の他の看板等についても補修するよう指導を実施。 ○国土交通省から特定行政庁に対して、防災週間の重点事項として広告板の状況調査の実施及び必要な正指導を通知。 |
| H28/07/07 | 大阪府内 | 店舗、事務所、共同住宅 | 9階建てビルの6階部分の外壁タイル(幅約2m×高さ約1m)が剥がれ、1階店舗の庇(ビニル製)を突き破り歩道に落下し、庇の下にいた被害者が負傷した。 | 軽傷 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○経年劣化によるタイルの剥落。 | ○二丁掛タイル貼部分を吹付けタイルに改修工事を実施。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |

1-2: 前回の部会以降に追加した事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|--------|--|-------|---|---|
| H28/11/19 | 滋賀県内 | 総合体育施設 | 温水プールの天井板(幅22cm、長さ150~200cm)4枚が落下した。 | なし | ○所有者において調査を実施し、特定行政庁において確認した。 ○天井裏に溜まった塩素と結露水により、軽量鋼下地材が錆びて腐食したため落下したと考えられる。 | ○温水プールは閉鎖。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |
| H28/12/19 | 兵庫県内 | 観覧場 | 屋内プールの天井ボード(面積約4m ² 、重量約20kg)が落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○湿気によりボード材の重量増と強度低下が生じたと考えられる。 ○当該箇所がコーナー部であり、湿気の溜まりやすい場所であったと考えられる。 | ○天井点検及び不燃浴室パネルへの部分張り替え実施。 ○市有の屋内プールの点検実施。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|---------|---|--------------|---|--|
| H28/12/26 | 福岡県内 | 共同住宅 | 市道に面した外壁タイル及び下地モルタル(縦2m、幅3m)が落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○モルタル下地施工のためのラス金網と受け鉄筋の結束部分が、劣化により破損したと考えられる。 | ○外壁の部分調査及び落下箇所と同仕様の外壁部分の撤去を実施。 ○入居者退去完了後、建物解体予定。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |
| H29/01/06 | 福岡県内 | 店舗 | 厚さ約5cmのモルタルの外装材(軒天井)が高さ8m付近から幅約15mにわたって落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○建物老朽化によるものと考えられる。 | ○管理者による緊急点検を実施。 ○営業休止し、管理者において本足場及びシートによる落下部分の立入規制を実施。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |
| H29/01/22 | 大分県内 | プール | プール上部の一部天井仕上材(1m程度)が落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○湿気等による天井仕上材と下地材の固定部の劣化と考えられる。 | ○天井仕上材及び下地材の撤去。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |
| H29/02/04 | 北海道内 | 店舗及び事務所 | 店舗の外壁の一部(幅2m、高さ90cm、厚さ3cmで重さは数十kg)が2mの高さから落下し、通行人に当たった。 | 重傷1名 軽傷1名 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○外壁モルタル材の下地が腐食していた可能性が考えられる。 | ○外壁モルタル材等を撤去、鉄板により改修工事を実施。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |
| H29/03/03 | 北海道内 | 共同住宅 | 最上階ベランダの庇が根元から折れ、落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 | 調査中 ○落下した部分の補修工事実施予定。 |

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|-------|---|-------|--|---|
| H29/03/08 | 長野県内 | 遊技場 | 下がり壁(下がり壁天井含む)が、長さ24～25mにわたり落下し、利用者が下敷きとなった。 | 軽傷4名 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○壁重量に対して、天井下地あるいは受材への取付け方法が十分でなかったと考えられる。 | ○下がり壁の設置を止め、通常の天井仕上げに変更。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |
| H29/03/17 | 茨城県内 | 体育館 | 体育館妻面外壁の破風部分が一部落下し、通行人の頭部に当たった。 | 重体 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○(屋根の劣化で侵入した雨水による錆で)破風の下地であるメタルシートが仕上げのモルタルと一緒に剥がれ落ちた。 | ○当該箇所の改修工事を実施。 ○管理者(茨城県)による同構造の緊急点検を実施。 ○国土交通省において、外壁・プール天井板落下の事故事例を整理しつつ、特定行政庁を通じて注意喚起を実施予定。 |
| H29/04/10 | 北海道内 | 工作物 | 屋外広告塔の広告部分が落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○柱と広告部分の溶接の経年劣化及び強風の影響が考えられる。 | 調査中 ○全店舗点検実施し、点検結果を基に改修・撤去予定 ○当該広告部分は撤去済。柱も撤去予定。 ○北海道から屋外広告物の許可申請出願者に対して、安全管理の徹底について通知。 |
| H29/04/13 | 北海道内 | 事務所 | 袖看板側面のステンレス板が落下した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○ステンレス板接合部の経年劣化及び強風の影響が考えられる。 | ○当該袖看板は撤去済。 ○北海道から屋外広告物の許可申請出願者に対して、安全管理の徹底について通知。 |
| H29/04/13 | 北海道内 | 店舗 | 店舗入口上部にある壁面看板(アクリル板)の一部(高さ70cm、幅2.9m)が落下し、通行人の肩や手に当たった。 | 軽傷 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○アクリル板の老朽化により、外壁(トタン)と壁面広告の隙間から強風が入り込んだため。 | ○当該壁面看板は撤去済。 ○店舗のすべての屋外広告物の安全点検を実施完了。 ○北海道から屋外広告物の許可申請出願者に対して、安全管理の徹底について通知。 |

2. 事故内容:転落

2-1: 前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|-------|---|-------|--|---|
| H27/11/18 | 東京都内 | 共同住宅 | 3階の居住者が窓のアルミ製手摺に布団を干したところ、手摺が脱落し、布団とともに約3.3m下の屋根に転落した。 | 重傷 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○経年劣化により、アルミ製手摺の縦枠と横枠を固定するリベットが破断した可能性が考えられる。 | 調査中 ○同一敷地内全住戸の手摺取付け状態の緊急点検及び補修工事を実施。 |
| H28/01/24 | 東京都内 | 共同住宅 | 2階住戸のバルコニーで、被害者がバランスを崩しアルミ製手摺に掴まったところ、手摺子部分が脱落し、被害者とともに1階に転落した。 | 重傷 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○手摺の支柱と手摺子を固定している部材とリベットが、部材の経年劣化及び瞬間的な荷重により破断した可能性が考えられる。 | 調査中 ○団地全住戸及び集会室の手摺について緊急点検及び補修工事を実施。 |

2-2: 前回の部会以降に追加した事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|-----------|--|--------------|---|--|
| H28/10/06 | 北海道内 | 共同住宅 | 外廊下の床が抜け落ちて転落した。 | 重傷2名 軽傷4名 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○外廊下が腐食し、6名の重量に耐えきれず崩落したと考えられる。 | ○入居者全員を退去。 ○仮囲いによる進入防止。 ○平成29年6月解体予定。 |
| H29/01/25 | 青森県内 | 栽培場(旧小学校) | 除雪作業をしていた作業員が天窓から約12m下の1階コンクリート床に転落した。 | 死亡 | ○特定行政庁及び関連機関において調査を実施。 | 調査中 ○除雪作業の安全対策について全職員に周知徹底した。 ○平成29年度中に窓の撤去、屋根への改修工事を実施予定。 |
| H29/04/21 | 山口県内 | 老人ホーム | 利用者が3階居室出窓から転落した。 | 死亡 | ○特定行政庁及び関連機関において調査を実施。 ○関係機関の調査によると出窓に上がり転落したと考えられる。 | ○利用者生活範囲の全ての窓を15cm超で開かないよう改善を実施。 |
| H29/04/25 | 北海道内 | 共同住宅 | 屋外鉄骨階段の踊り場が抜け落ちて転落した。 | 軽傷 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○デッキプレートが腐食し、崩落したと考えられる。 | ○縞鋼板にて補修を実施。 |

3. 事故内容:シャッター

3-1: 前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-------|------|-------|-----|-------|------------|-------|
| 該当なし | | | | | | |

3-2: 前回の部会以降に追加した事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|-------|---------------|-------|--|---|
| H28/09/22 | 三重県内 | 事務所 | 防火シャッターに挟まれた。 | 重傷 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁及び関連機関において調査を実施。 ○9月10日の定期点検(年2回)時に異常は見られなかった。 ○ストッパーがついておらず、既存不適合であった。 ○防火シャッターに不具合は見られなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○シャッター開閉作業を2人一組で実施するよう徹底。 ○定期点検について、隔回で製造業者立会いのもと実施。 |

4. 事故内容: 工事現場

4-1: 前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-------|------|-------|----|-------|------------|-------|
| 該当なし | | | | | | |

4-2: 前回の部会以降に追加した事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|---------|------------------------------|-------|--|--|
| H28/10/14 | 東京都内 | 共同住宅・店舗 | 足場解体作業中に下棧が落下、通行人の頭部を貫通した。 | 死亡 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施。 ○解体、荷卸しのために朝顔の一部を外して施工していた。 ○朝顔の直下には通行人を通さず、迂回して通行させていた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○残りの足場材は、建築物の外階段を利用して荷卸しを実施。 ○区道内に足場設置の道路占用の許可をしている工事現場に注意喚起。 ○国土交通省から特定行政庁及び建設業界団体に対して、解体工事の安全確保に関する対策が講じられるよう通知。 |
| H28/11/08 | 熊本県内 | 共同住宅・店舗 | 解体作業中に外壁が倒壊した。 | 重傷 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施。 ○重機の誤操作による。 | <ul style="list-style-type: none"> ○業者において事故事象の周知徹底。 ○国土交通省から特定行政庁及び建設業界団体に対して、解体工事の安全確保に関する対策が講じられるよう通知。 |
| H29/01/25 | 福岡県内 | 店舗付住宅 | 解体中の建物の一部(外壁及び鉄骨柱・梁等)が倒壊した。 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ○特定行政庁において調査を実施。 ○重機の手すり固定が不十分で、柱のガス切断中に手すりから梁が外れて倒壊した。 ○ガス切断中に重機は無人であり、アームが何らかの要因で動いたと考えられる。 ○重機以外で梁の固定を実施していなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県から施工業者に対し、建築物の解体工事における安全確保について通知。 ○国土交通省から特定行政庁及び建設業界団体に対して、解体工事の安全確保に関する対策が講じられるよう通知。 |
| H29/02/01 | 埼玉県内 | 庁舎 | 作業中に地上に設置した約2mの作業台から鉄骨が落下した。 | 死亡 | <ul style="list-style-type: none"> ○玉掛け者(合番者)が他方の状況を確認せずに巻き上げ作業を行い、鉄骨の転倒に至った。 ○玉掛け者(合番者)が、作業手順に従わずに玉外し作業を行った。 ○被災者が何らかの理由で鉄骨梁の落下の恐れのある範囲に立ち入った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○作業手順を確実に遵守することを徹底。 ○監視人の配置。 |

5. 事故内容:自走式駐車場

5-1: 前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-------|------|-------|-----|-------|------------|-------|
| 該当なし | | | | | | |

5-2: 前回の部会以降に追加した事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|-------|-------|---------------------------------|--------------|---|---|
| H28/12/31 | 神奈川県内 | 駐車場 | 乗用車が立体駐車場の5階から駐車場フェンスを突き破り転落した。 | 死亡3名 重傷2名 | ○特定行政庁及び関係機関において調査を実施。 ○昭和61年の設計指針には不適合と考えられる。 ○車止め外側にガードレール状のバー、さらに外側にフェンスが設置されている。 | ○破損部分の修理完了。 ○国土交通省から特定行政庁に対して、建築防災週間の重点事項として「立体駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針」の活用を周知。 |
| H29/01/04 | 北海道内 | 駐車場 | 乗用車が立体駐車場の2階から転落防止柵を突き破り転落した。 | 軽傷 | ○特定行政庁及び関係機関において調査を実施。 ○関係機関の調査によるとブレーキとアクセルを踏み間違い、相当な速度(40km/h以上)が出た状態で衝突、落下した。 ○外周部に転落防止の柵が設置されており、部材の腐食も見受けられなかった。 | ○破損部分の修理完了。 |

6. 事故内容:ガラス

6-1: 前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|------|---------------|---|-------|--|---|
| H28/06/19 | 東京都内 | 共同住宅、物販店舗、診療所 | 1階の屋内駐輪場で、遊びに来ていた被害者が、開口部(幅1.48m×高さ1.87m)のガラスに衝突し、割れたガラス片で負傷した。 | 死亡 | ○特定行政庁において調査を実施。 ○屋内側からガラスに衝突したものと考えられるが、原因の特定には至らなかった。 | ○当該ガラスを強化ガラスに取替え。 ○他のガラスを含めて、飛散防止フィルム貼付。 ○国土交通省から特定行政庁に対して、建築防災週間の重点事項として「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」の活用を周知。 |

6-2: 前回の部会以降に追加した事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-------|------|-------|-----|-------|------------|-------|
| 該当なし | | | | | | |

7. 事故内容:倒壊

7-1: 前回の部会までに報告し、調査が終了していなかった事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-------|------|-------|-----|-------|------------|-------|
| 該当なし | | | | | | |

7-2: 前回の部会以降に追加した事故

| 発生年月日 | 発生場所 | 建築物用途 | 状 況 | 被害の程度 | 調査の状況・事故原因 | 再発防止策 |
|-----------|-------|-------|---------------------------------|-------|---|----------------|
| H28/08/17 | 神奈川県内 | 給油所 | ガソリンスタンドの屋根を支えていた梁が折損し、屋根が倒壊した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○建物建築から40年以上経過しており、腐食劣化及び当日通過した台風の影響によるものと考えられる。 | ○倒壊した屋根の撤去を実施。 |
| H28/09/26 | 岐阜県内 | 長屋住宅 | 2軒長屋の1棟が全倒壊した。 | なし | ○特定行政庁において調査を実施。 ○大正10年建築された老朽化した建築物で、適正な維持管理がされないまま腐食劣化し、倒壊に至ったものと考えられる。 ○是正指導文書の通知、職員による現状把握は実施されていたが、居住者の退去が困難な状況であった。 | ○倒壊した建物の撤去を実施。 |